

《坪井市長の所信表明抜粋》

現職市長の逮捕と千代田庁舎の強制捜査、そして市長の辞任という、市政を揺るがす大きな出来事は、市民及び多くの関係者にご迷惑と多大なる不快感を与えました。今回の出来事により、市民相互の不信と亀裂が深まりつつあることから、市民の心を1つにし、一体感を醸成し、新生かすみがうら市民としての夢を実現していきたいと思えます。また、市民の皆様が市政に対する不信感を募らせ市民としての誇りを失っていることから、市民の目録での改革、刷新を目指すことであります。課題実現のため、3つの考え方で取り組む決意であります。

1 『対話と協働の市政づくり』

地域のために何ができるかという前向きな視点に立ち、市民・議会・行政が協力・強調する協働型市政づくりを目指します。

2 『透明性のある市政づくり』

私の行動や資産を公開し、特に市民が厳しい目を向けている入札制度や職員採用については、公約でも掲げているとおり、透明性・競争性を基本とし、改革・改善をしまいたします。

3 『行政経営に視点をのいた市政づくり』

事業経営の経験を生かし、緊急性や事業効果等を検証し、併せて、健全な財政基盤の確立に努力しつつ、行政経営という視点から市民サービスの向上を目指します。

私は、心を耕す教育と、地域や大地を耕す産業づくりが、まちづくりの原点と考えております。議員各位をはじめ、市民の皆様のご支援やご助言を拝聴しつつ、前向きの議論を通し、心豊かなかすみがうら市を再生することを決意します。



▲所信表明を行う坪井市長

平成18年第2回定例会開催

平成18年第2回かすみがうら市議会定例会を8月24日から9月5日までの13日間の会期で開催し、新市長の所信表明の後、専決処分事項の報告として承認6件、かすみがうら市議会定数条例の制定として議員発議1件、平成17年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてなど12件の議案が慎重に審議され原案のとおり可決されました。

また、一般質問では7名の議員が一般、福祉、土木、教育、行政全般について2日間にわたり質問しました。

《主な審議内容》

平成17年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、審査を行うため、各常任委員会より2名を選出し水道事業会計決算審査特別委員会を設置しました。特別委員会では慎重に審議を行い原案のとおり認定すべきものと決し、最終日の本会議に報告後、賛成多数で認定されました。また、健康保険法等の一部を改正する法律の成立に伴い、かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正するものです。また、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、かすみがうら市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正するものであります。また、消防本部西消防署に配備を予定しています高規格救急自動車に必要な装備一式と併せて、購入するための財産三、二九九万五、〇九九円の取得をする議案等が審議され可決されました。

平成18年第2回臨時会開催

平成18年第2回臨時会が6月8日に1日間の会期で開かれ、かすみがうら市長の退職申出について全会一致で同意されました。また、専決処分事項の報告として承認5件、平成17年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算についての報告2件の計8件の議案が慎重に審議され、原案のとおり可決されました。

《主な審議内容》

かすみがうら市長鈴木三男から平成18年6月2日付けで平成18年6月8日に退職したい申出があり全会一致で同意されました。また、地方税法の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことにより、かすみがうら市税条例及びかすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正するものです。また、下水道事業特別会計への繰出金について、事業運営の必要から早急な予算措置が必要になったこと及び富士見塚古墳群報告書作成業務委託について、貴重な遺物のため実測と鑑定に予想を超える時間がかかることにより繰越明許費を設定し引き続き業務を委託するため、平成17年度かすみがうら市一般会計補正予算等の議案が審議され可決されました。

《議会審議の状況は9ページに掲載》

議員自らの提案で 議員定数を削減 26人 → 20人へ

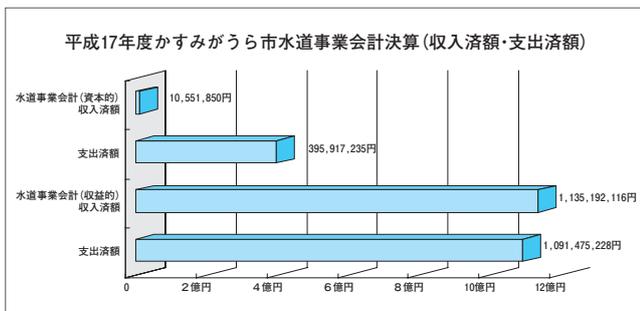
行政改革の推進策のひとつとして、市民の皆様方への意思表示を明確に示すため、合併協議会で決定された法定数26名から6名削減して20名とする条例（議員定数条例）を、第2回定例会において賛成多数で可決しました。この条例は、公布の日から施行となり、同日以後始めてその期日を告示される一般選挙から適用されることとなります。

《意見の集約・議員提案》

議会の全員協議会において、議員間で幾度となく論議を繰り返しました。行財政改革の推進の一翼を担う議員自らが率先し、意見を集約して提案したことにより可決しました。しかし、市民の声が反映されにくくなることなどが無いよう、議員定数の減少がかかる機能の行使や責務の遂行に障害とならないように、私たち議員はこれからも、いっそう研鑽に努めなければなりません。

平成17年度水道事業会計決算、議会で認定

水道事業会計 【歳入】11億4,574万3,966円 【歳出】14億8,739万2,463円



資本的収支とは

住民に対するサービスの提供を維持するとともに、将来の利用増に対処して、経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の資産の取得に要する経費、施設の取得に要した企業債の元金償還金などの支出と資産の取得に要する企業債等の収入が計上されます。

収益的収支とは

当該年度の企業の経営活動に伴い発生する収益(収入)とそれに対応する費用(支出)であって、収益は、サービスの提供の対価としての料金収入が主体である。費用には、サービス提供に要する職員給与費、支払利息建物等の減価償却費等が計上されます。

水道事業会計決算審査特別委員会

《委員会での審査内容の主なもの》

- Q 平成17年度事業収益が予算に対し約3,800万円利益をあげています。企業経営の観点からみますと、良かったと思いますが、水道課としてはどう思うか何う。
- A 経常収支では赤字ですが、加入負担金による特別利益が当初予算よりも大幅に得られたことから黒字になっています。しかし、安定収入ではないため、依然として厳しい経営状況にあると思われま。
- Q 今後、水道料金について大幅な収入増は見込めないと思われま。そういったことから給水原価をどのように下げていくかが重要であります。そのためには、財政の再建計画や見直しが必要であると思われまがどう考えるのか何う。
- A 今年度企業債の借り換えについて3件貸付決定を受け進めているところであります。費用削減についても営業努力していきたいと思われま。
- Q 独自経営能力については、どう自己評価しているのか何う。
- A 一般会計繰入金が年々引き下げられているので経営は厳しいですが、経費削減や収納率を向上させていきたいと思われま。
- Q 有収水量の低下の原因は何か何う。
- A 赤水発生時や工事等の排水、発見できていない漏水が原因と思われま。



▲特別委員会審議の様子